平成２４年（フ）第７２０号
京都市伏見区下鳥羽西柳長町149番地
債務者　門脇賢太郎
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
香川県高松市田村町1179番地　市営住宅すみれ団地３棟202号室
債務者　持田　好尾（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１７７号
香川県高松市木太町3102番地５　グラスガーデンＢ棟102号室
債務者　佐野峰敏彦
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１２号
香川県三豊市詫間町詫間599番地10
債務者　安藤　　絹
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第５３号
佐賀県武雄市武内町大字梅野乙19066番地２
債務者　古賀　珠実
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８３号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里1663番地　廻里津住宅131号
債務者　北川　　清
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲336番地２　アイボリーハイツ303
債務者　紫村　隼人
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８１号
佐賀県武雄市山内町大字宮野91番地20
債務者　西村　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第８４号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1743番地１
債務者　川﨑キヨ子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７２号
山口県宇部市岬町３丁目７番16号
債務者　高市　政子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第９４号
北海道苫小牧市有珠の沢町４丁目９番１―508号
債務者　石田　　匠
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２８９号
仙台市若林区沖野７丁目９番43号
債務者　霜山沙也香
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目12番６号
債務者　中山　哲郎（旧姓笹木）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１５号
宮城県塩竈市大日向町25番７号
債務者　菅原　友子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
宮城県塩竈市大日向町25番７号
債務者　菅原　健司
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３４１号
宮城県多賀城市高橋４丁目23番２―２号、従前の住所宮城県多賀城市東田中２丁目17番10号　小川ハイツＣ―13号
債務者　齋藤ゆかり（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９３号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山４丁目４番22―505号　県営アパート２号棟505号
債務者　佐々木美香
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係